
定

款

株式会社パワーソリューションズ

株式会社パワーソリューションズ定款

第1章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は、株式会社パワーソリューションズと称し、英文ではPower Solutions, Ltd. と表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 情報システム、コンピュータネットワークシステム、ソフトウェア、ハードウェア及びデータベースの企画、設計、開発、販売、構築管理、保守及び運用に関する業務
- 2 経営戦略、業務改善及びIT戦略に関するコンサルティング業務
- 3 プロジェクトマネジメントに関するコンサルティング業務
- 4 アウトソーシング事業（事務受託業務）
- 5 コンピュータソフトウェア及びハードウェアの賃貸
- 6 労働者派遣に関する一切の業務
- 7 有料職業紹介事業
- 8 旅行業法に基づく旅行業
- 9 金融情報の提供、及びサイトの運営
- 10 古物営業法に基づく古物商
- 11 その他前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、8, 0 0 0, 0 0 0 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 1 0 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- (3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 1 1 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会に

において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（招 集）

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者及び議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

（2） 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（2） 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

（2） 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

（2） 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部

について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

（2） 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

（2） 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（3） 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（2） 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（3） 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって 代表取締役を選定する。

（2） 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- （2） 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- （2） 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- （2） 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（2） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（執行役員）

第31条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。

（2） 取締役会は、その決議によって、役付執行役員を選定することができる。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（2） 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- （2） 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

（事業年度）

第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- （2） 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行なうことができる。

（配当の除斥期間）

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 18 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条 変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

(3) 本附則第 2 条は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

作 成	平成 13 年 12 月 10 日	
改 正	平成 15 年 2 月 20 日	監査役の任期変更
	平成 17 年 9 月 29 日	目的変更
	平成 18 年 5 月 25 日	会社法施行による変更及び削除並びに付則の削除
	平成 18 年 10 月 30 日	本店の所在地変更
	平成 19 年 2 月 21 日	目的変更
	平成 21 年 3 月 26 日	決済合理化法施行による変更及び削除
	平成 23 年 12 月 7 日	目的変更
	平成 24 年 3 月 26 日	目的変更
	平成 29 年 3 月 30 日	目的変更及び監査役会の設置に伴う規定の追加
	平成 30 年 3 月 12 日	発行可能株式総数の変更
	平成 30 年 3 月 29 日	目的変更
	平成 31 年 3 月 29 日	商号の英文表記追加、株主名簿管理人の設置に伴う関連規定の追加、変更、削除並びに法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正等
	令和元年 5 月 27 日	機関の追加、自己の株式の取得の追加、単元株式数の追加に伴う規定の追加、取締役・監査役の責任免除の追加、会計監査人の設置に伴う規定の追加、公告方法の変更、発行可能株式総数の変

	更、株式の譲渡制限の削除等
令和 2 年 3 月 27 日	監査等委員会設置会社への移行に伴う関連規程の追加、変更、削除
令和 2 年 8 月 19 日	取締役の役職の追加
令和 4 年 3 月 30 日	執行役員制度導入に伴う関連規程の追加、変更、改正会社法施行に伴う株主総会参考資料等の内容である情報についての関連規定のと附則追加、削除等
令和 6 年 8 月 1 日	発行可能株式総数の変更